

千葉市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年3月28日

千葉市監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	川	合	隆	史
同	宇	留	間	又衛門

29千総業第168号  
平成30年 3月22日

千葉市監査委員 清 水 謙 司 様  
同 宮 原 清 貴 様  
同 川 合 隆 史 様  
同 宇 留 間 又 衛 門 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

**包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）**

平成27年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II - 6. 公益財団法人千葉市みどりの協会及び公園管理課に係る外部監査の結果

2. 業務委託、指定管理業務及び管理許可業務について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置																												
<p>① 指定管理業務について</p> <p>イ. 花の美術館におけるみどりの協会が実施した改修等工事に伴う固定資産の管理について 【公園管理課・みどりの協会】（報告書 P188）</p> <p>みどりの協会が市の財産に対して取替工事等の改修工事を行った結果、みどりの協会の固定資産として取得した資産は次のとおりである。</p> <p>【花の美術館における固定資産計上案件】 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="161 1003 794 1339"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>資産名</th> <th>取得価格</th> <th>平成25年度 期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構築物</td> <td>トレリス</td> <td>8,786</td> <td>6,795</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>門扉</td> <td>930</td> <td>732</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>街路灯</td> <td>995</td> <td>783</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>冷却塔</td> <td>18,239</td> <td>18,036</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>脇庭トレリス</td> <td>2,690</td> <td>2,645</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>31,640</td> <td>28,991</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定管理業務において、指定管理の対象となる施設に対する資本的支出は、その所有者として市が当然に負担するべきものである。しかし、上記の表に示したとおり、固定資産の取得に伴う工事について、みどりの協会がその費用を負担し、原則として市が行うべき資本的支出をみどりの協会が肩代わりしていたことがわかった。これらの資本的支出の案件は、公園管理課及びみどりの協会が協議を行ってはいるが、費用負担や取得後の固定資産の管理方法及び減価償却費負担等について何らの合意をしていない。</p> <p>これは、みどりの協会における個別の自主事業を装って、本来、市が負担するべき取替工事</p>	科目	資産名	取得価格	平成25年度 期末残高	構築物	トレリス	8,786	6,795	構築物	門扉	930	732	構築物	街路灯	995	783	構築物	冷却塔	18,239	18,036	構築物	脇庭トレリス	2,690	2,645	合計		31,640	28,991	<p>みどりの協会は、平成28年度末に解散し、清算終了後、当該取得資産は、定款に基づき同協会の残余財産として市に寄付されている。</p>
科目	資産名	取得価格	平成25年度 期末残高																										
構築物	トレリス	8,786	6,795																										
構築物	門扉	930	732																										
構築物	街路灯	995	783																										
構築物	冷却塔	18,239	18,036																										
構築物	脇庭トレリス	2,690	2,645																										
合計		31,640	28,991																										

等の改修工事（資本的支出）をみどりの協会が費用負担しているものと考えられる。そのため、指定管理の対象となっている市の公の施設に、指定管理業者であるみどりの協会の固定資産が取り替えられた形で設置されている状況が生じている。このような状況は、市における財産管理でも予定しないことであり、また、みどりの協会の経理的な基礎の充実の観点からも費用負担に係る合理的な理由が曖昧のままであるため、指定管理の仕組みとしても、公益財団法人としての費用負担のあり方としても、再考を要する事例である。

指定管理の基本協定に従い、20万円以下の「個別修繕」については指定管理料の中からみどりの協会が支出し、20万円超の「個別修繕」のうち、資本的支出とみなされる改修工事案件については市の負担により工事を実施するという基本的な仕組みを再度確認されたい。このような改修工事を指定管理者であるみどりの協会が例外的に実施する場合には、所管課とあらかじめ協議し、双方において基本協定に対する変更協定を取り交わす必要がある（同協定第37条）。基本協定に沿った運用に努められたい。また、上記の異常な状況を基本協定に沿った本来のあるべき姿に戻すため、所管課である公園管理課は適切な対応を図られたい。すなわち、このような状況が発生した要因を突き止めその責任を明確にされたい。なお、対応策の一つとして、みどりの協会が保有する資産について、本来は市が費用を負担すべきであった資産であり、当初から費用負担の割合を合意しておくことを怠ったものと考えられるが、みどりの協会から市への寄付を行うことなどが考えられる。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II - 6. 公益財団法人千葉市みどりの協会及び公園管理課に係る外部監査の結果

2. 業務委託、指定管理業務及び管理許可業務について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置																												
<p>① 指定管理業務について</p> <p>ウ. みどりの協会が負担している減価償却費について【みどりの協会】（報告書 P189）</p> <p>上記のイ. で示した改修工事のように、本来、市が負担するべき資本的支出をみどりの協会が負担していることにより、みどりの協会は本来負担する必要がなかった固定資産の減価償却費を費用認識せざるを得ない状況にある。その減価償却費等のデータは次の表に示すとおりである。</p> <p>【花の美術館における取得資産から発生する減価償却費】 （単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="169 1140 788 1536"> <thead> <tr> <th>資産種類</th> <th>資産名</th> <th>平成25年度減価償却額</th> <th>平成25年度期末減価償却累計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構築物</td> <td>トレリス</td> <td>1,699</td> <td>1,991</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>門扉</td> <td>183</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>街路灯</td> <td>196</td> <td>212</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>冷却塔</td> <td>202</td> <td>202</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>脇庭トレリス</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>2,324</td> <td>2,649</td> </tr> </tbody> </table> <p>みどりの協会は公益財団法人として公益目的事業等を実施する際に、毎年度当該取得資産から発生する減価償却費を負担しなければならないが、その原資（充当財源）については指定管理料に含められていない。費用負担について曖昧な状況でこのような費用負担が今後も続き、更に新たな資産取得が合理的な理由なしで継続する事態は、法人としての継続の基礎を脅かすものであり、経営者としては避けなければならない。</p>	資産種類	資産名	平成25年度減価償却額	平成25年度期末減価償却累計額	構築物	トレリス	1,699	1,991	構築物	門扉	183	198	構築物	街路灯	196	212	構築物	冷却塔	202	202	構築物	脇庭トレリス	45	45	合計		2,324	2,649	<p>みどりの協会は、平成28年度末に解散し、清算終了後、当該取得資産は、定款に基づき同協会の残余財産として市に寄付されている。</p>
資産種類	資産名	平成25年度減価償却額	平成25年度期末減価償却累計額																										
構築物	トレリス	1,699	1,991																										
構築物	門扉	183	198																										
構築物	街路灯	196	212																										
構築物	冷却塔	202	202																										
構築物	脇庭トレリス	45	45																										
合計		2,324	2,649																										

みどりの協会は、当該減価償却費の発生に伴う正味財産の減少を帰結する資産取得について、指定管理事業の基本的な仕組みに立ち返り、費用負担関係をより慎重に検討して、法人としての過大な負担となることのないよう、意思決定を行われたい。より具体的には当該資産取得に伴う費用負担として、指定管理料の中で積算することも含めて、所管課である公園管理課と協議されたい。

## 平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果

#### II 各論

#### II - 6. 公益財団法人千葉市みどりの協会及び公園管理課に係る外部監査の結果

#### 2. 業務委託、指定管理業務及び管理許可業務について

##### (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 指定管理業務について</p> <p>エ. 公園管理課が本来負担すべき資本的支出について【公園管理課】（報告書 P189）</p> <p>上記のア. からウ. まではにおいて指摘した改修工事の対象は、地方自治法における公有財産で、公の施設として管理されている財産である。財産管理の基本は、台帳管理と現場における物理的な機能管理である。前者は、公園管理課が地方自治法や公有財産規則等の規定に基づく公有財産台帳（土地台帳、建物台帳及び工作物台帳等）及び物品台帳による管理を行うことであり、一方、後者は、公有財産等が設置されている現場において現物の機能管理等を実際に行うことである。公の施設に係る指定管理者制度導入施設の場合は、後者は指定管理者が基本的には実施しているが、前者である台帳管理は指定管理者制度導入施設であっても、所管課である公園管理課が実施しなければならない（公有財産規則第36条：所管課長が公有財産台帳副本の管理者である。）。</p> <p>今回の外部監査で判明した次の資産は、公園管理課においてそもそも台帳管理が誤って行われており、またその誤りに気付かずに、当初建設された当時のままの台帳搭載内容で毎年度決算を迎えていたことから、みどりの協会が取替工事等を行っても、自らが管理する公有財産台帳における廃棄処分等がなされていなかったものである。</p>	<p>みどりの協会が設置した構築物については、みどりの協会の解散に伴い、市に寄付されたことから、工作物台帳に区分登載した。</p>

【花の美術館 公有資産台帳 未反映】

(単位：千円)

資産種類	資産名	取得価格	減価償却額	減価償却累計額	期末残高
構築物	トレリス	8,786	1,699	1,991	6,795
構築物	冷却塔	18,239	202	202	18,036
構築物	脇庭トレリス	2,690	45	45	2,645

特に、冷却塔は花の美術館の建物の外に独立して建設されていた建設当時のものが老朽化したことに伴い、指定管理者であるみどりの協会が公園管理課に対して更新工事を依頼していたもので、毎年度予算化されなかった案件である。公園管理課はみどりの協会による取替工事が実施された後も、当該工事を単なる機能維持の修繕工事であると誤って認識しており、外部監査の過程でも当該認識の誤りを指摘したが、結局適正な認識に至らなかったものである。

そもそも、単なる修繕工事とは、建物や工作物の当初の機能を維持するための定期的な修繕であり、官庁会計では需用費の修繕料かまたは工事請負費の補修工事費かのいずれかで実施される修繕工事である。他方、資本的支出とは、一般的に改修工事や改築工事等という名称で官庁会計では使用されている工事で、当該建物や工作物等の機能のレベルアップを施すものか、耐用年数を延長させるほどに大きな工事をいい、建物等の一部をそっくり取り替えるような工事であれば、議論の余地なく資本的支出であると判断されるものである。

これらの工事が、仮に、公園管理課の主張する単なる修繕工事であるとした場合、修繕の対象である財産は既に取り払われている状態であることから、何に対する修繕であるか全く認識できないことになり、論理的に誤った主張であることは明白である。

公園管理課が管理する、花の美術館に関する公有財産台帳では、花の美術館の工事価格が全体として建物台帳にあたかも1つの財産のごとく登載されている。

その中の一部として誤って把握されている冷

却塔は、建物の要件の一つである屋根、柱及び壁により閉ざされた空間を有する建築物ではなく、土地に直接付着して人工的に構築され、その土地に定着した状態で一定の目的に継続的に使用される物体であり、建物以外のものであるため、工作物として把握されるものである。

したがって、本来であれば、今回指摘の対象となった冷却塔は、工作物台帳に区分登載すべき財産である点で、誤った台帳管理であったと言える。更に、結局みどりの協会が工事により旧冷却塔を取り払っているため、公園管理課が台帳管理していることとなっている旧冷却塔を廃棄処分する必要がある。所管課が建物その他の工作物を取り壊そうとする場合、資産経営部長に合議しなければならない（公有財産規則第 33 条）。実際にみどりの協会による取壊し工事を公園管理課として認めているにも拘らず、資産経営部長への合議を行っていない。また、取壊しの際には台帳価格から取払部分の台帳価格等を控除し、これに改築費を加算しなければならないが（同規則第 37 条第 2 項第 4 号）、当該手続きの必要性さえ認識していない状況である。

昨今の新公会計制度の進展や公的部門におけるファシリティ・マネジメント等の導入が進んでいる中で、千葉市も先駆的な取り組みを見せている。しかし、現場における財産管理の認識の一部に、地方自治法の財産管理に関する基礎的な認識の欠如とも受け取られかねない実務（不作為）があったことに驚きを禁じ得ない。

公園管理課は地方自治法に基づく財産管理の基本である台帳管理と現場における機能管理等の重要性を十分に認識し、今回の取替え工事等の結果として本来実施しなければならなかった公有財産規則に基づく廃棄手続等を適正に実施されたい。そうでなければ市民から負託された行政責任の一環として、財産管理に関する説明責任が果たされなくなるからである。